令和2年度 喬木村地域防災計画の修正について

1 修正概要

- (1) 長野県地域防災計画(令和元年度修正)と整合をとるための修正
- (2) 危機管理体制の見直し等に伴う村独自の修正

2 主な修正内容

長野県地域防災計画(令和元年度修正)と整合をとるための修正

- (1) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
 - 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等を追加
 - 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供(5段階の警戒レベルの導入)について追加
- (2) 令和元年台風第19号災害に基づく県独自の修正
 - 災害救助法による救助事務について県及び村の役割を11項目において整理
 - ・避 難 所 の 設 置:資材の調達は県、具体的な事務処理については村
 - ・医療及び助産:DMAT等の救護班による活動は県、インフルエンザの予防接種等は村
 - ・ 応急仮設住宅の供与: 基本的に全ての事務は県、募集・維持管理は村 等
 - 指定避難所に整備すべき施設に冷暖房施設を追加
 - ・良好な生活環境を確保するため、指定避難所において、冷暖房施設の整備に努めることを 明記
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する修正
 - 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について新たな章を新設

危機管理体制の見直し等に伴う村独自の修正

- (1) 危機管理体制の見直しに伴う修正
 - 災害種別毎の災害対策本部の設置と職員の参集基準を統一するとともに、基準を明確化
 - 風水害に係る警戒レベルの導入や令和2年7月豪雨等を踏まえ、参集基準を修正
- (2) 災害対策本部の事務分掌について一部整理
 - 本部事務局に「応援受援班」を新設
 - 統括班の事務分掌に「関係機関のリエゾン(情報連絡員)の受入れに関すること」を明記
- (3) 避難行動要支援者の範囲の見直しに伴う修正
 - 国から示される取組指針の例示や村の実情に応じ、避難行動要支援者の範囲を修正
- (4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称等の明記
 - 天竜川等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を明記